3　金融庁長官は、法第百三十一条第一項の規定による報告を受けたときは、別表第一、別表第三及び別表第四に定める事項（別表第一にあっては、商品関連市場デリバティブ取引に係る事項に限る。）を、書面又は電磁的方法により、商品市場所管大臣（法第百九十四条の六の二に規定する商品市場所管大臣をいう。）に通知するものとする。

第百十条第一項に次の一号を加える。

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

別表第一中「その他の者」を「その他の他の者」に改め、同表毎日の項中「法第二条第二十一項第四号」の下に「、第四号の二」を加え、「売買等」を「売買その他の取引」に、「及び第四号」を「、第四号及び第四号の二」に、「オプション銘柄」を「銘柄」に、「対価の額は」を「約定数値又は対価の額は」に、「対価の額の」を「約定数値又は対価の額の」に改める。

別表第二中「第二十八条第八項第三号ロ及びハ」を「第二十八条第八項第三号ロからニまで」に改め、「取引をいう」の下に「。以下この表及び別表第三において同じ」を加える。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第七十五条関係）

報告又は通知の区分	報告又は通知事項	注意事項
毎日	会員等別の、取引の種類、銘柄、売付け又は買付けの別（法第二条第二十一項第二号、第三号及び第四号の二に規定する取引にあっては、売方取引又は買方取引の別。以下この表及び別表第四において同じ。）、数量及び建玉残高	一　商品関連市場デリバティブ取引について報告することで足りる（以下この表において同じ。）。 二　法第二条第二十一項第一号に規定する取引の場合にあっては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分し、売付け又は買付けの別に記載し、各々小計を付した上合計すること。 三　法第二条第二十一項第二号及び第四号の二に規定する取引の場合にあっては、取引最終日ごとに、同項第三号に規定する取引の場合にあっては、取引最終日ごとに、同項第三号にはオプションの種類及び権利行使価格が同一であるものごとに区分し、売方取引又は買方取引の別に記載し、各々小計を付した上合計すること。 四　建玉残高は、売付けに係る建玉残高と買付けに係る建玉残高の別に記載すること。

報告又は通知の区分	報告又は通知事項	注意事項
毎日	一　日付 二　時刻 三　取引の種類 四　銘柄 五　会員等の商号又は名称 六　自己又は委託の別 七　取引の申込み、取引の申込みの取消し又は取引の成立の別 八　番号 九　売付け又は買付けの別 十　取引の申込みの種類	一　法第二条第二十一項第一号に規定する取引の場合にあっては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分すること（以下この表において同じ。）。 二　法第二条第二十一項第二号及び第四号の二に規定する取引の場合にあっては取引最終日ごとに、同項第三号に規定する取引の場合にあっては取引最終日ごとに、オプションの種類及び権利行使価格が同一であるものごとに区分すること（以下この表において同じ。）。 三　時刻については、取引の申込み、取引の成立の時刻を記載すること。ただし、単一の価格等による競売買の方法による取引（以下この表において「板寄せ取引」という。）を行う金融商品取引所にあっては、立会中に行われたものの時刻を記載すれば足りる。 四　自己又は委託の別については、板寄せ取引を行う金融商品取引所にあっては、立会中に行われたものを可能な限り記載すること。 五　番号については、金融商品取引所が、取引の申込み又は取引の成立を識別するために付した番号を記載すること。ただし、板寄せ取引を行う金融商品取引所にあっては、番号を付し記載すれば足りる。 六　申込みの種類については、取引の申込みの取消しを行うこと。 七　売付け又は買付けの別については、板寄せ取引を行う金融商品取引所にあっては、立会中に行われたものの売付け又は買付けの別を記載すること。 八　取引の申込みに係る価格等又は取引の成立に係る価格等（取引の申込みの取消しに係る価格等を除く。）については、会員等又は顧客が指定した価格等を記載すること。ただし、板寄せ取引を行う金融商品取引所にあっては、当該取引の申込みの時点における仮価格等（取引の申込みの時点において仮価格等を付すことができない場合にあっては、当該仮価格等の形成過程若しくは暫定的な数値又は対価の額を記載すれば足りる。）を記載すれば足りる。 九　数量については、板寄せ取引を行う金融商品取引所にあっては、立会中に行われたものの数量を記載すること。

報告又は通知の区分	報告又は通知事項	注意事項
毎月	一　総取引高 二　法第二条第二十一項第一号に規定する取引は、銘柄別に、数量、受渡高並びに当該月中の最高価格及び最低価格 三　法第二条第二十一項第二号及び第四号の二に規定する取引は、銘柄別に、数量並びに当該月中の最高約定数値及び最低約定数値	受渡高については、当月を受渡期日とする取引の受渡完了高を記載すること。